

## 重要事項説明書

記入年月日	2018年07月01日
記入者名	長田 広志
所属・職名	リハビリホームまどか戸田 ホーム長

## 1. 事業主体概要

種類	個人 <del>人</del> 法人	
	法人の場合、その種類	株式会社
名称	(フリガナ) カブシキガイシャベネッセスタイルケア 株式会社ベネッセスタイルケア	
主たる事業所の所在地	〒163-0905 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル	
連絡先	電話番号	03-6836-1111
	FAX 番号	03-6836-1101
	ホームページアドレス	<a href="http://www.benesse-style-care.co.jp/">http://www.benesse-style-care.co.jp/</a>
代表者	氏名	滝山 真也
	職名	代表取締役
設立年月日	1995年09月07日	
主な実施事業	介護保険指定事業（訪問介護、通所介護他）、保育事業	

## 2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(フリガナ) リハビリホームまどか戸田 リハビリホームまどか戸田	
所在地	〒335-0021 埼玉県戸田市大字新曾 1696 番地の 1	
主な利用交通手段	最寄駅	JR 埼京線「戸田駅」
	交通手段と所要時間	JR 埼京線「戸田駅」下車、徒歩 10 分（約 800 m）
連絡先	電話番号	048-434-5671
	FAX 番号	048-434-5672
	ホームページアドレス	<a href="http://www.benesse-style-care.co.jp/">http://www.benesse-style-care.co.jp/</a>
管理者	氏名	長田 広志
	職名	ホーム長
建物の竣工日		2015年07月15日
有料老人ホーム事業の開始日		2015年08月01日

(類型)【表示事項】

① 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
3 住宅型					
4 健康型					
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所：1171901497			
	指定した自治体名	埼玉県			
	事業所の指定日	居宅サービス	2015年08月01日	介護予防サービス	2015年08月01日
	指定の更新日(直近)	居宅サービス	2015年08月01日	介護予防サービス	2015年08月01日

3. 建物概要

土地	敷地面積	1518.00 m <sup>2</sup>				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地		③ その他(非該当)		
		2 事業者が賃借する土地				
		抵当権の有無	1 あり	2 なし		
	契約期間	1 あり	( )			
		2 なし				
	契約の自動更新	1 あり	2 なし			
建物	延床面積	全体	2188.23 m <sup>2</sup>			
		うち、老人ホーム部分	2188.23 m <sup>2</sup>			
	耐火構造	① 耐火建築物				
		2 準耐火建築物				
		3 その他( )				
	構造	鉄骨造				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		② 事業者が賃借する建物				
		抵当権の設定	1 あり	② なし		
		契約期間	① あり	(2015年07月15日～2045年07月14日)		
		2 なし				
	契約の自動更新	① あり	2 なし			
居室の状況	居室区分【表示事項】	① 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少				
	最大					
	Aタイプ	トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	③ 有/無	有/③無	18.0 m <sup>2</sup> ～19.3 m <sup>2</sup>	58室	介護居室個室	
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所の数	4カ所	うち男女別の対応が可能な便所		0カ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便所		4カ所	
	共用浴室の数	3カ所	個室		2カ所	
			大浴場(個浴以外)		0カ所	
	共用浴室における介護浴槽の数	1カ所	チェアー浴		1カ所	
			リフト浴		0カ所	
			ストレッチャー浴		0カ所	
		その他( )		0カ所		
食堂	① あり 2 なし					
入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり ② なし					
エレベーター	1 あり(車椅子対応) ② あり(ストレッチャー対応) 3 あり(上記1・2に該当しない) 4 なし					

消防用設備等	消火器	①	あり	2	なし
	自動火災報知設備	①	あり	2	なし
	火災通報設備	①	あり	2	なし
	スプリンクラー	①	あり	2	なし
	防火管理者	①	あり	2	なし
	防災計画	①	あり	2	なし
その他	【共用設備】 事務所(兼 健康管理室)、リビングルーム (食堂・機能訓練室を兼ねる)、相談室 等 【その他備考】 なし				

#### 4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	<p>①快適で基本的な生活 掃除、洗濯、バリアフリーなど、清潔で快適な環境を準備いたします。これまでの習慣を続けられるよう、生活リズムの維持をお手伝いします。</p> <p>②その方らしさを大切に お一人ずつお部屋を用意し、お一人で気兼ねなく過ごせる場所を確保します。排泄面のお手伝いなど、ご尊厳を保ち続けられるよう配慮いたします。</p> <p>③ご家族の安心も ご家族の介護、精神的な悩みをできるだけ軽減できるようにお手伝いします。お友だちが気軽に足を運んでいただけるようおもてなしいたします。</p> <p>④趣味・娯楽のお楽しみ ご興味をお持ちのことを、長く続け、広げていけるようお手伝いいたします。生活にアクセントをつけ、季節感が感じられる楽しいイベントをご用意します。</p> <p>⑤健康管理 お身体の不安、障害による負担が軽くなるよう、健康管理、介護をいたします。健康を維持するためのお食事を提供します。</p>
サービスの提供内容に関する特色	<p>まどかでは、まず、利用者のご家庭でのそれまでの暮らし、趣味、こだわりなどを十分にお聞きします。そして、その方の個性にあわせた暮らし方を、趣味講座や、音楽体操、映画上映会などの定期的な行事や、季節イベントに反映させていきます。最低限のルール以外は、利用者やご家族の要望を取り入れながら自由に変えていけることが特徴です。利用者の日常生活の負担を軽減するため、リビングルームや浴室を各フロアに配置しております。まどかは生活の場ですので、365日24時間、自由に面会に來ていただける環境で、利用者やご家族のご要望を取り入れながら、入居前と変わらない「ふつうの暮らし」のお手伝いをさせていただきます。</p>
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施    2 委託    3 なし
食事の提供	1 自ら実施    ② 委託    3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施    2 委託    3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施    2 委託    3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施    2 委託    3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施    2 委託    3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	夜間看護体制加算	① あり	2 なし	
	個別機能訓練加算	1 あり	② なし	
	生活機能向上連携加算	1 あり	② なし	
	サービス提供体制強化加算 ※	(Ⅰ) イ	1 あり	② なし
		(Ⅰ) ロ	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
		(Ⅲ)	① あり	2 なし
	入居継続支援加算 ※	1 あり	② なし	
	医療機関連携加算	① あり	2 なし	
	口腔衛生管理体制加算	① あり	2 なし	
	退院・退所時連携加算	① あり	2 なし	
	看取り介護加算	① あり	2 なし	
	介護職員処遇改善加算	① 加算Ⅰ	2 なし	
	身体拘束廃止未実施減算	1 減算型	② 基準型	
	若年性認知症入居者受入加算	① あり	2 なし	
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
(Ⅱ)		1 あり	② なし	
栄養スクリーニング加算	1 あり	② なし		
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	① あり	(介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1		
	② なし			

※入居継続支援加算とサービス提供体制強化加算の両方を算定できる場合、要介護の方は「入居継続支援加算」を適用し、要支援の方には「サービス提供体制強化加算」を適用します。

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急車の手配</li> <li>2 入退院の付き添い</li> <li>3 通院介助</li> <li>④ その他 ベネッセスタイルケアは、利用者の病状の急変、その他の事故が発生した場合には、速やかに保証人や利用者の家族に連絡をとるとともに、主治の医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。</li> </ol>	
協力医療機関	名称	医療法人社団 翠会 和光病院
	住所	埼玉県和光市新倉 5-19-7
	診療科目	精神科
	協力内容	協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	医療法人社団 明芳会 高島平中央総合病院
	住所	東京都板橋区高島平 1丁目 73番 1号
	診療科目	内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、腎臓内科、消化器内科、外科、消化器外科、肛門外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線診断科、リハビリテーション科、乳腺外科
	協力内容	協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。 利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)

	名称	医療法人社団 平成医会 平成ゆうわクリニック
	住所	埼玉県戸田市新曽南4-2-35 とだ優和の杜 1階
	診療科目	内科
	協力内容	協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	医療法人 和泉会 荘和泉クリニック
	住所	埼玉県戸田市大字新曽 1705 番地 2
	診療科目	一般内科、整形外科、神経内科
	協力内容	協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の健康管理等に関する相談に応じます。また緊急時には、利用者が適切な治療、入院加療または健康管理が受けられるよう、可能な限り、ホームからの相談に応じると共に、他の近隣医療機関等の紹介に努めます。利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	医療法人 松弘会 三愛病院
	住所	埼玉県さいたま市桜区田島4-35-17
	診療科目	整形外科、外科、脳神経外科、内科、循環器内科、泌尿器科、形成外科、麻酔科、消化器内科、消化器外科、リハビリテーション科、放射線科、呼吸器外科、歯科、歯科口腔外科、リウマチ科、心臓血管外科
	協力内容	協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院
	住所	埼玉県戸田市本町1-19-3
	診療科目	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、精神科、神経内科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、アレルギー科、リウマチ科、救急科、移植外科、乳腺外科、消化器外科、腎臓内科、病理診断科
	協力内容	協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
	名称	医療法人高仁会 戸田病院
	住所	埼玉県戸田市新曽南3-4-25
	診療科目	精神科、神経科、内科、皮膚科、歯科
	協力内容	協力医療機関は、ホームの要請に応じて、利用者の入院・外来受診の受入れを行います。ただし、受入れの可否、時期、条件等については、利用者の身体状況や協力医療機関の診療体制、混雑状況等に応じての対応となります。利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団 大志 戸田歯科
	住所	埼玉県戸田市新曽 662 T-FRONT 3F
	協力内容	協力医療機関の医師は、ホームからの、利用者の歯牙の健康管理等に関する相談に応じます。利用者が協力医療機関を受診する場合には、利用者と医療機関の直接の診療契約が必要です。(医療費は利用者負担)

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 ③ その他 ( 他介護居室に移る場合 )	
判断基準の内容	利用者の要介護状態の変化に伴い、当該居室では適切な介護を実施できないおそれが生じた場合、ベネッセスタイルケアは、事前に利用者および保証人と協議のうえ、より適切な居室に変更することができます。	
手続きの内容		
追加的費用の有無	1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い		
前払金償却の調整の有無	1 あり 2 なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり 2 なし
	便所の増減	1 あり 2 なし
	浴室の変更	1 あり 2 なし
	洗面所の変更	1 あり 2 なし
	台所の変更	1 あり 2 なし
	その他の変更	1 あり (変更内容) 2 なし

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	① あり 2 なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結時に原則満65歳以上の方 ※満65歳未満の方はご相談ください。</li> <li>・常時または随時、身の回りのお世話や見守りが必要な方</li> <li>・規定の利用料の支払いが可能な方</li> <li>・公的な医療保険に加入されている方</li> <li>・公的な介護保険に加入されている方</li> <li>・保証人を定められる方 ※身元保証会社等を保証人とすることを希望される場合や保証人を定められない場合にはご相談ください。</li> <li>・当ホームの利用契約書・管理規程等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方</li> </ul>	
契約の解除の内容	<p>【利用者からの解約】 利用者は、ベネッセスタイルケアに対して、1ヶ月前までに書面で通知することによりいつでも本契約を解約することができます。ただし、利用開始日の前日までにベネッセスタイルケアに対して書面で解約の申し入れを行った場合には、利用者はいつでも本契約を解約することができます。 ※「1ヶ月前」とは暦月での基準となります。例えば、7月20日契約解除のご希望があれば、前月6月20日以前の「契約解除届」提出が必要となります。</p> <p>【契約の自動終了】 次の事由に該当する場合には、本契約は自動的に終了します。 ・利用者が死亡したとき</p>	

<p>事業主体から解約を求める場合</p>	<p>解約条項</p>	<p>【ベネッセスタイルケアからの解約】          次の事由に該当する場合には、ベネッセスタイルケアは、少なくとも3ヶ月前に利用者および保証人に対して理由を示した書面により解約を申し入れることにより、本契約を解約することができます。この場合、ベネッセスタイルケアは、利用者および保証人に対して説明および協議の場を設けるものとします。          ①利用者が、利用料その他の支払いを1ヶ月以上滞納したとき          ②利用契約「禁止または制限される行為」の規定のいずれかに違反したとき          ③保証人が利用契約「保証人」の規定を遵守しなかったとき          ④利用者が、重篤な感染症にかかり、または保持し、利用者に対する通常の介護方法では感染を防止することができないとき          ⑤利用者・保証人または利用者の家族・その他の関係者の言動及び要望等が、利用者自身または他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身または生命に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼしたとき          ⑥利用者、保証人または利用者の家族・その他関係者が、ベネッセスタイルケアの事業運営に支障を及ぼしたとき          ⑦利用者が、医療施設への恒常的な入院入所を要する状態となるなど、本施設において利用者に対する適切な本件サービスの提供が困難であると合理的に判断されるとき          ⑧利用者が本施設を不在にする期間が連続して3ヶ月を超え、本施設への復帰が困難、あるいは利用者に復帰の意思がないと合理的に判断されるとき          ⑨天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小時き          ⑩利用者・保証人または利用者の家族が、ベネッセスタイルケアまたはその従業員あるいは他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき          ※上記①以外については、利用者自身、他の利用者あるいはベネッセスタイルケアの従業員の心身または生命に危害を及ぼすおそれがあるとき、または他の利用者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすときは、3ヶ月前に理由を示した書面による申し入れをせずに、解約することができます。</p>
	<p>解約予告期間</p>	<p>3ヶ月</p>
<p>入居者からの解約予告期間</p>		<p>1ヶ月</p>
<p>体験入居の内容</p>	<p>① あり (内容： 6泊7日：54,000円(税込) )          ※「6泊7日」の定額料金です。          ※介護保険は適用されません。          ※上記料金には食費、水光熱費、介護サービス費(ただし、個別の要望に基づく外出同行等を除く。)が含まれます。</p>	
	<p>② なし</p>	
<p>入居定員</p>		<p>58名 ( 58 室)</p>
<p>その他</p>		<p>■施設の利用にあたっての主な留意事項については、以下の内容のほか管理規程に定めています。          ○物品管理について          ・ホームに持込まれる物品は、利用者本人の自己管理を原則としています。          ・高額な現金や宝飾品等の貴重品の持込みはお断りしております。          ○居室利用の留意点について          ・居室、共用施設又は敷地内で動物を飼育することは原則できません。          ・ベネッセスタイルケアに承諾を得ることなく、利用者以外の者を居室に宿泊させることはできません。</p>

5. 職員体制

この項目の情報は、2018年7月1日時点の情報です。

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数(実人数)			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	0.9
生活相談員	2	2	0	1.0
直接処遇職員	38	19	19	26.1
介護職員	34	18	16	24.7
看護職員	4	1	3	2.4
機能訓練指導員	7	0	7	1.2
計画作成担当者	1	1	0	1.0
栄養士				外部委託
調理員				外部委託
事務員	2	0	2	1.1
その他職員	7	0	7	2.3
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	17	9	8
実務者研修の修了者	1	1	0
初任者研修の修了者	16	8	8
介護支援専門員	0	0	0

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	5	0	5
作業療法士	1	0	1
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（21時00分～翌06時30分）		
	平均人数	最少時人数
看護職員	0人	0人
介護職員	2人	2人



(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5:1以上 b 2:1以上 <b>c 2.5:1以上</b> d 3:1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)	2.4 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制(外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり <b>2</b> なし								
	業務に係る資格等		<b>1</b> あり								
	資格等の名称	介護職員初任者研修									
	2 なし										
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数	2	0	8	6	0	0	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数	1	0	11	3	1	0	0	0	0	0	
業務に応じた職員の経験年数に	1年未満	1	3	16	5	1	0	0	4	0	0
	1年以上	0	0	2	8	1	0	0	3	1	0
	3年未満										
	3年以上	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	5年未満										
	5年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10年未満										
10年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
従業者の健康診断の実施状況		<b>1</b> あり 2 なし									

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	<b>1</b> 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式 【表示事項】	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
	<b>4</b> 選択方式 ※該当する方式を全て選択
	<b>1</b> 全額前払い方式 <b>2</b> 一部前払い・一部月払い方式 <b>3</b> 月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり <b>2</b> なし
要介護状態に応じた金額設定	<b>1</b> あり 2 なし
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い	<b>1</b> 減額なし(食材費・介護保険給付費以外の利用料) <b>2</b> 日割計算で減額(介護保険給付費)、1食単位で減額(食材費) 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額

利用料金の改定	条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通費用および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的継続の観点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。前払いを選択している場合、既に支払われている共通費用については料金の変更は適用しません。この場合において消費税率が改定される場合は、法令等の定めに従います。</li> <li>・介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合には、それに応じて変動します。</li> <li>・上乗せ介護費用／自立者生活支援費用については、消費者物価指数および人件費、また諸種の経済状況の変化や介護保険制度の改正などを勘案し、事業の安定的継続の観点から、運営懇談会の意見を聞いて、改定する場合があります。</li> <li>・敷金、家賃相当額および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。</li> </ul>
	手続き	

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

入居者の状況		要介護度	別紙参照
		年齢	
居室の状況		床面積	
		便所	
		浴室	
		台所	
入居時点で必要な費用		前払金	
		敷金	
月額費用の合計			
家賃			
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用		
	介護保険外※2	食費	
		管理費	
		介護費用	
		光熱水費	
		その他	

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃※	【家賃相当額】 居室および共用施設等の家賃相当額で、近隣相場を勘案し設定しています。
敷金	月払い方式の場合 (家賃相当額)×6ヵ月の額を敷金としてお預かりします。 ※本契約が終了した場合、ベネッセスタイルケアは、契約終了日と居室の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々末日までに、敷金を利用者に返還します。敷金を返還する時点において、不払いが存在する場合、当該不払いの額を控除した残額のみを利用者に返還します。 ※「前払い方式」を選択した場合(前払金を預託する場合は)、敷金は必要ありません。 ※敷金については、保全措置を講じておりません。
介護費用	①上乗せ介護費用：当ホームでは要介護者・要支援者2.5名に対し、常勤換算1名以上の職員体制(週40.0時間換算)をとっています。この介護保険給付の基準を上回る人員体制分の料金として算出した額としています。 ②要介護認定が自立の場合：「自立者生活支援費用」が適用になります。(この場合、上乗せ介護費用はいただきません。) ※介護保険サービスの自己負担額は含まれていません。
管理費	施設の維持・管理費、水光熱費、厨房運営費等
食費	【食材費】 朝食 172円、昼食 248円、夕食 334円 1日当たり 754円×30日で積算(一人当たり)
光熱水費	管理費に含みます。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	(別添2) 個別選択による介護サービス一覧表 参照

その他のサービス利用料	利用者は、医療費、紙おむつ等の介護消耗品、化粧品、衣類、クリーニング、理容・美容、嗜好品等、専ら利用者の個人的利用、使用に係る費用を負担します。
-------------	--

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じて、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額をご負担いただきます。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	上乗せ介護費用：当ホームでは要介護者・要支援者2.5名に対し、常勤換算1名以上の職員体制(週40.0時間換算)をとっています。この介護保険給付の基準を上回る人員体制分の料金として算出した額としています。
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	<p>【前払金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家賃相当額前払方式の場合：利用者が定める前払い期間(1年～5年の間で1年単位で設定)分の家賃相当額 家賃相当額前払方式の場合の前払金=家賃相当額×前払い年数分</li> <li>●共通費用全部前払方式の場合：利用者が定める前払い期間(1年～5年の間で1年単位で設定)分の共通費用(家賃相当額・食材費・管理費) 共通費用全部前払方式の場合の前払金= 共通費用(家賃相当額・食材費・管理費)×前払い年数分</li> </ul> <p>*利用開始日が各月1日でない場合においては、日割り計算にて算出した利用開始月の家賃相当額または共通費用全部と利用開始月翌月から上記記載の期間における家賃相当額または共通費用の全部の合計を前払します。</p>
想定居住期間(償却年月数)	利用者が定める前払い期間(1年～5年の間で1年単位で設定)
償却の開始日	入居日 ※当社では「利用開始日」としています。
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	
初期償却率	
返還金の算定方法	<p>入居後3月以内の契約終了</p> <p>前払い期間満了前に契約終了した場合、契約終了日の翌日以降の利用に係る前払金を返還します。ただし、利用料、原状回復費用その他当社に対する不払いが存在する場合、当該不払いの額も控除した金額を返還します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家賃相当額前払方式：返還金=前払金-家賃相当額×入居月数</li> <li>●共通費用全部前払方式：返還金=前払金-共通費用×入居月数</li> </ul> <p>なお、月途中に契約開始又は終了した場合には、1ヶ月を30日とする日割計算により算出します。</p>
	<p>入居後3月を超えた契約終了</p> <p>前払い期間満了前に契約終了した場合、契約終了日の翌日以降の利用に係る前払金を返還します。ただし、利用料、原状回復費用その他当社に対する不払いが存在する場合、当該不払いの額も控除した金額を返還します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家賃相当額前払方式：返還金=前払金-家賃相当額×入居月数</li> <li>●共通費用全部前払方式：返還金=前払金-共通費用×入居月数</li> </ul> <p>なお、月途中に契約開始又は終了した場合には、1ヶ月を30日とする日割計算により算出します。</p>

前払金の保全先	① 連帯保証を行う銀行等の名称	株式会社三井住友銀行
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他（名称：）	

7. 入居者の状況

（入居者の人数）

この項目の情報は、2018年7月1日時点の情報です。

性別	男性	16人
	女性	40人
年齢別	65歳未満	3人
	65歳以上75歳未満	5人
	75歳以上85歳未満	16人
	85歳以上	32人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	7人
	要支援2	4人
	要介護1	12人
	要介護2	11人
	要介護3	9人
	要介護4	10人
	要介護5	3人
入居期間別	6ヶ月未満	6人
	6ヶ月以上1年未満	10人
	1年以上5年未満	40人
	5年以上10年未満	0人
	10年以上15年未満	0人
	15年以上	0人

（入居者の属性）

平均年齢	84.7歳
入居者数の合計	56人
入居率※	96.6%

※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

（前年度における退去者の状況）

退去者別の人数	自宅等	4人
	社会福祉施設	5人
	医療機関	4人
	死亡者	5人
	その他	5人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
生前解約の状況	入居者側の申し出	0人
		(解約事由の例)

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		リハビリホームまどか戸田 苦情受付窓口
電話番号		048-434-5671
対応している時間	平日	09:30-17:00
	土曜	09:30-17:00
	日曜・祝日	09:30-17:00
定休日		なし(当ホームは 365 日営業しております)
窓口の名称		(株)ベネッセスタイルケア ご意見受付窓口
電話番号		0120-251-662
対応している時間	平日	09:30-18:00
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日		土日、祝日、年末年始
窓口の名称		戸田市 福祉部 長寿介護課
電話番号		048-441-1800(代表)
対応している時間	平日	09:00-17:00
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日		土日、祝日、年末年始
窓口の名称		埼玉県 福祉部 高齢者福祉課
電話番号		048-830-3247
対応している時間	平日	09:00-17:00
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日		土日、祝日、年末年始
窓口の名称		埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係
電話番号		048-824-2568
対応している時間	平日	08:30-12:00、13:00-17:00
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日		土日、祝日、年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) 「福祉事業者総合賠償責任保険」に加入
	2 なし	
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベネッセスタイルケアは、施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険に加入しています。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、本件サービスの提供に伴って、ベネッセスタイルケアの責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼし、法的な賠償責任を負う場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。</li> <li>・ベネッセスタイルケアは、利用者が快適かつ心身ともに充実し安定した生活を営んでいただくために、最善の注意をもってサービス提供を行うよう努めておりますが、通常の注意義務を超えて事故等が発生し、その原因がベネッセスタイルケアに起因しない場合には、責任を負いかねる場合があることを、予めご同意ください。よって、例えば、完全な転倒防止等をお約束することはいたしかねます。</li> </ul>
	2 なし	
事故対応およびその予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者 の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	毎年12月頃	
		結果の開示	① あり	2 なし
	2 なし			
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	② なし			

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛型	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 (交付希望者のみ) 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 (交付希望者のみ) 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 (交付希望者のみ) 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない

10. その他

運営懇談会	① あり (開催頻度) 年1回
	2 なし
	1 代替措置あり (内容)
	2 代替措置なし
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名: ) ② なし
有料老人ホーム設置時の老人福祉法 第29条第1項に規定する届出	① あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関する法律 第5条第1項に規定するサービス 付き高齢者向け住宅の登録	1 あり ② なし
有料老人ホーム設置運営指導指針 「5. 規模及び構造設備」に合致しない 事項	1 あり ② なし
合致しない事項がある場合の 内容	
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の 不適合事項	1 あり ② なし
不適合事項がある場合の内容	

添付書類： (別添1) 事業主体が都道府県内で実施する介護サービス  
(別添2) 個別選択による介護サービス一覧表

重要事項説明書及びその添付書類の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日

利用者署名

\_\_\_\_\_ 印

保証人署名

\_\_\_\_\_ 印

説明年月日

年 月 日

説明者職・氏名

職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## (別添1) 事業主体が都道府県内で実施する介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	23	まどか南浦和	埼玉県川口市大字小谷場58
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
地域密着型通所介護	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	23	まどか南浦和	埼玉県川口市大字小谷場58
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		



《介護サービス等の一覧表》 (まどか05)

※ 以下はあくまで目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。

利用料に含まれるサービス=◎ 利用料に含まれない有料サービス=○ 利用者の実費負担=△

要介護 (要支援) 認定結果		自 立		要支援 1		要支援 2	
		利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない
介護サービス	巡回	昼間 6 時～18 時	—	—	◎ (2 回)		◎ (2 回)
		夜間 18 時～6 時	◎※1		◎※1		◎※1
	食事介助	配膳・下膳	◎		◎		◎
		食事介助	—	—	—	—	◎ (必要に応じ)
	排泄	排泄介助	—	—	—	—	◎ (必要に応じ)
		おむつ交換	—	—	—	—	—
		おむつ代		△		△	△
	入浴等	入浴介助※2	◎ (必要に応じ)	—	◎ (必要に応じ)		◎
		清拭※2	—	—	—	—	—
	身辺介助	体位交換	—	—	—	—	—
		居室からの移動	—	—	—	—	◎ (必要に応じ)
		衣類の脱着	—	—	—	—	◎ (必要に応じ)
		身だしなみ介助	—	—	—	—	◎ (必要に応じ)
	／通 同院 行 介 助	協力医療機関	◎		◎		◎
		その他医療機関	—	—	—	—	—
	機能訓練		◎		◎		◎
緊急時対応／ ナースコール		◎		◎		◎	
生活サービス	家事	清掃 (週 2 回)	◎		◎		◎
		洗濯 (必要に応じ)	◎		◎		◎
	理美容		△		△	△	
	買物代行	◎(週 1 回定期)	○	◎(週 1 回定期)	○	◎(週 1 回定期)	○
	各種手続代行		○		○		○
健康管理サービス	定期健康診断 (年 1 回)	◎		◎		◎	
	健康相談	◎		◎		◎	
	生活相談	◎		◎		◎	
	医師の往診		△ (医療費)		△ (医療費)		△ (医療費)
入院時	医療費		△		△	△	
	入退院時移送サービス		△		△	△	

※ 1 定期的に巡回します。(緊急時はナースコールにて対応)

※ 2 入浴および清拭の機会の提供は 1 週間につき 2 回です。

※ 以下はあくまで目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。  
 利用料に含まれるサービス=◎ 利用料に含まれない有料サービス=○ 利用者の実費負担=△

要介護 (要支援) 認定結果		要介護 1		要介護 2		要介護 3		
		利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない	
介護サービス	巡回	昼間 6 時～18 時	◎ (2 回)		◎ (2 回)		◎ (2 回)	
		夜間 18 時～6 時	◎※1		◎※1		◎※1	
	食事介助	配膳・下膳	◎		◎		◎	
		食事介助	◎ (間接介助)		◎ (主に間接介助 /必要により 直接介助)		◎ (主に直接介助)	
	排泄	排泄介助	◎ (間接介助)		◎ (主に間接介助 /必要により 直接介助)		◎ (主に直接介助)	
		おむつ交換	—	—	—	—	◎	
		おむつ代		△		△		△
	入浴等	入浴介助※2	◎		◎		◎	
		清拭※2	—	—	—	—	◎	
	身辺介助	体位交換	—	—	—	—	—	—
		居室からの移動	◎ (間接介助)		◎ (主に間接介助 /必要により 直接介助)		◎ (主に直接介助)	
		衣類の脱着	◎ (間接介助)		◎ (主に間接介助 /必要により 直接介助)		◎ (主に直接介助)	
		身だしなみ介助	◎ (間接介助)		◎ (主に間接介助 /必要により 直接介助)		◎ (主に直接介助)	
	通院 /同行 介助	協力医療機関	◎		◎		◎	
		その他医療機関	—	—	—	—	—	—
		機能訓練	◎		◎		◎	
		緊急時対応/ ナースコール	◎		◎		◎	
	生活サービス	家事	清掃 (週 2 回)	◎		◎		◎
洗濯 (必要に応じ)			◎		◎		◎	
理美容			△		△		△	
買物代行		◎(週 1 回定期)	○	◎(週 1 回定期)	○	◎(週 1 回定期)	○	
各種手続代行			○		○		○	
健康管理サービス	定期健康診断 (年 1 回)	◎		◎		◎		
	健康相談	◎		◎		◎		
	生活相談	◎		◎		◎		
	医師の往診		△ (医療費)		△ (医療費)		△ (医療費)	
入院時	医療費		△		△		△	
	入退院時移送サービス		△		△		△	

※ 1 定期的に巡回します。(緊急時はナースコールにて対応)

※ 2 入浴および清拭の機会の提供は 1 週間につき 2 回です。

※ 以下はあくまで目安であり、利用者によって内容が異なる場合があります。  
 利用料に含まれるサービス=◎ 利用料に含まれない有料サービス=○ 利用者の実費負担=△

要介護（要支援） 認定結果			要介護 4		要介護 5	
			利用料を含む	含まれない	利用料を含む	含まれない
介護サービス	巡回	昼間 6 時～18 時	◎（2回）		◎（2回）	
		夜間 18 時～6 時	◎※1		◎※1	
	食事介助	配膳・下膳	◎		◎	
		食事介助	◎（主に直接介助／必要により全面介助）		◎（主に全面介助）	
	排泄	排泄介助	◎（主に直接介助／必要により全面介助）		◎（主に全面介助）	
		おむつ交換	◎		◎	
		おむつ代		△		△
	入浴等	入浴介助※2	◎		◎	
		清拭※2	◎		◎	
	身辺介助	体位交換	◎		◎	
		居室からの移動	◎（主に直接介助／必要により全面介助）		◎（主に全面介助）	
		衣類の脱着	◎（主に直接介助／必要により全面介助）		◎（主に全面介助）	
		身だしなみ介助	◎（主に直接介助／必要により全面介助）		◎（主に全面介助）	
	通院 同行介助	協力医療機関	◎		◎	
		その他医療機関	—	—	—	—
		機能訓練	◎		◎	
		緊急時対応／ ナースコール	◎		◎	
生活サービス	家事	清掃（週2回）	◎		◎	
		洗濯 （必要に応じ）	◎		◎	
	理美容		△		△	
	買物代行	◎（週1回定期）	○	◎（週1回定期）	○	
	各種手続代行		○		○	
健康管理サービス	定期健康診断（年1回）	◎		◎		
	健康相談	◎		◎		
	生活相談	◎		◎		
	医師の往診		△（医療費）		△（医療費）	
入院時	医療費		△		△	
	入退院時移送サービス		△		△	

※1 定期的に巡回します。（緊急時はナースコールにて対応）

※2 入浴および清拭の機会の提供は1週間につき2回です。